

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第600号
令和5年3月31日
宮城県警察本部長

職員の給与に関する条例第23条の2第5号に規定する宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令の取扱いについて（通達）

職員の給与から控除することができる経費等については、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「条例」という。）、職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令（平成22年宮城県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）及び「職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令の制定について（通達）」（平成22年11月30日付け宮本務第1718号）により運用してきたところであるが、訓令の一部が改正されたことに伴い、下記のとおり改め、令和5年4月1日から運用することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する

記

1 制定の趣旨

職員の給与からの控除については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第2項の規定により、法律又は条例により特に認められた場合には給与から控除することができることとされており、条例第23条の2及び訓令において定められているが、宮城県警友会消費生活協同組合の解散に伴い、訓令の一部が改正されたことに伴い、見直しを行ったものである。

2 運用上の留意事項

(1) 控除できる具体的なもの（第1項関係）

訓令第1項各号において規定する給与から控除できるものは、具体的には次のものが挙げられる。

ア 第1号

既に支給された給与のうち過払金であったために返納する金銭

イ 第2号

職員の親睦を目的に組織された団体の会費、親睦を目的として行う旅行の積立金、警察大学校学友会費及びこれらに類するもの

ウ 第3号

警察共済組合宮城県支部が実施する保険事業等の個人負担分の金銭

エ 第4号

警察共済組合宮城県支部から購入した物品の購入代金

オ 第5号

警察庁各課からのあっせん又は紹介により購入した図書、警察カレンダー、

みやぎ手帳等の購入代金。ただし、所属において取りまとめて購入したものに
限る。

カ 第6号

警察職員に支給又は貸与された被服のクリーニング代金

(2) 派遣職員等からの控除（第2項関係）

知事部局等の他の行政機関から派遣された者が、派遣元の所属において訓令と
同様の規定等に基づき給与から控除されていたもので当該控除の継続を希望する
場合には、当該控除に相当する額を控除することができるものとする。

(3) その他

ア 控除できないもの

条例第23条の2第5号に規定する任命権者が認めたものは、職員の職務に
関連があり、又は職員の福祉の向上に資するものであるもので、職員個人が直接
注文し購入した図書等、本来個人が直接支払うべきものは該当しない。

イ 控除の対応

給与条例第23条の2及び訓令により控除を行った場合は、振込みにより支
払うものについては速やかにこれを行い、現金で支払うもの又は現金を交付す
るものについては、領収書又は受領印を徴するなど支払又は交付の状況を明ら
かにしておくこと。

なお、振込依頼書、領収書、受領印を徴した書類等、支払を証明する書類は、
当該控除を行った給与の支給に関する文書を保存している間は、あわせて保存
しておくものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日